

(意見書案第2号)

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障がい、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障がい、極端な全身倦怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦労も計り知れなかった。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らにより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法等）の有用性が報告されている。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつあり、長年苦しんできた患者にとってこのことは大きな光明となっている。

しかしながら、この病気の一般的認知度はまだ低く、患者数など実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦労を強いられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 交通事故等の外傷による脳脊髄液減少症患者の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。
- 2 脳脊髄液減少症について、さらに研究を推進するとともに、全国的な専門医の体制確立及び診断法並びに治療法を早期に確立すること。
- 3 文部科学省より全国教育委員会に「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」と題する事務連絡がなされたが、各都道府県にて研修会を行い周知徹底すること。
- 4 交通事故による脳脊髄液漏れの確証を得ることができた場合は、自賠責保険適用とすること。
- 5 ブラッドパッチ療法の保険適用を早期に実現すること。患者の窮状にかんがみ、その前段として研究事業開始後は暫定的に保険適用並みの扱いにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年3月19日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

宛